

口腔がん専門医制度施行細則改正のお知らせ

一般社団法人日本口腔腫瘍学会
理事長 桐田 忠昭
口腔がん専門医制度委員会
委員長 原田 浩之

2018年4月8日に開催されました理事会にて「口腔がん専門医制度施行細則」が改正されましたので、お知らせいたします。

口腔がん専門医の申請要件の変更（施行細則 第15条第6項第4号）

口腔がん専門医への申請の際に必要な臨床研修実績として、「頸部郭清術を術者・助手それぞれ20側以上の経験を有すること」が必要でしたが、「術者または助手として40側以上、うち術者として20側以上必要であること」に改正しました。

【変更前】

口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医の下に、頸部郭清術を、助手として20側、術者として20側以上経験していること。（前号3）の症例と重複しても可）。

【変更後】

口腔がん専門医または暫定口腔がん指導医の下に、頸部郭清術を、術者または助手として40側以上経験していること、そのうち20側以上は術者としての経験とする（前号3）の症例と重複しても可）。